

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本規約は、JAL ペイメント・ポート株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する JAL Global WALLET サービスに関する取扱いについて定めるものです。JAL Global WALLET サービスを利用しようとする者（以下「利用希望者」といいます。）は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、JAL Global WALLET アカウントを開設し、JAL Global WALLET サービスをご利用いただくものとします。
- 2 JAL Global WALLET サービスは、日本航空株式会社（以下「JAL」といいます。）が提供する JAL マイレージバンク（以下「JMB」といいます。）の会員資格をお持ちの方向けのサービスとなります。JMB の会員資格をお持ちでない方は、JAL 所定の手続に従い、JMB 入会の申込をしてください。
- 3 未成年者は、法定代理人の同意を得たうえで JAL Global WALLET サービスをご利用いただくものとします。
- 4 第11条により積算されるマイルの利用については、JAL またはその提携先が定める規約等（以下「JMB 会員規約等」といいます。）が別途適用されます。

第2条 定義

- 1 「JAL Global WALLET」とは、当社所定の手続を経て開設される JAL Global WALLET サービスにおけるアカウントをいいます。
- 2 「JAL Global WALLET サービス」とは、当社が提供する一切のサービスをいいます。
- 3 「ウォレット」とは、ショッピング専用ウォレットおよび出金可能ウォレットを個別にまたは総称していいます。
- 4 「ウォレット保有者」とは、ショッピング専用ウォレット保有者および出金可能ウォレット保有者を個別にまたは総称していいます。
- 5 「会員」とは、JAL Global WALLET を保有する者をいいます。
- 6 「会員等」とは、会員およびその配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、家事使用人または会員から正当な権限を与えられた者をいいます。
- 7 「会員 Web サイト」とは、当社がウェブサイトにおいて、会員ごとに設定する会員専用サイトをいいます。
- 8 「海外取引換算レート」とは、Mastercard が提示する為替レートに当社所定の手数料（海外事務手数料）を加算したレートをいいます。
- 9 「確定金額」とは、確定情報により確定されたバリューの利用に係る金額をいいます。
- 10 「確定情報」とは、国際提携組織の決済センターが送付する、バリューの利用に関する確定情報をいいます。
- 11 「確定取消情報」とは、国際提携組織の決済センターが送付する、バリュー決済の取

- り消しに関する確定情報をいいます。
- 12 「加盟店」とは、当社がバリュー決済を認めた店舗等をいいます。
 - 13 「決済代金」とは、バリューの利用により決済を行う対象商品の代金をいいます。
 - 14 「コース未選択」とは、会員が「ショッピング専用コース」または「ショッピング+ATM コース」のいずれも選択していない状態を指します。
 - 15 「残高上限額」とは、一つの保有可能アカウントにおいて保有することができるバリュー残高の上限金額をいいます。
 - 16 「資金決済法」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）をいいます。
 - 17 「出金可能バリュー」とは、会員の出金可能ウォレットにおいて保有され、決済代金の支払に利用したり、出金をしたりすることが可能な電磁的記録であって、当社が発行するものをいいます。
 - 18 「出金可能ウォレット」とは、当社所定の手続（犯収法上の取引時確認の手続、および、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成 9 年法律第 110 号）上の個人番号等の確認を含みますが、これに限りません。）を経て開設され、出金可能バリューを保有することができるウォレットをいい、JAL Global WALLET の一部を構成するものをいいます。
 - 19 「出金可能ウォレット保有者」とは、出金可能ウォレットを保有する会員をいいます。
 - 20 「ショッピング専用コース」とは、当社所定の手続を経て、ショッピング専用ウォレットを開設して、ショッピング専用バリューを利用できるコースをいいます。
 - 21 「ショッピング+ATM コース」とは、当社所定の手続を経て、出金可能ウォレットを開設して、出金可能バリューを利用できるコースをいいます。
 - 22 「ショッピング専用バリュー」とは、会員のショッピング専用ウォレットにおいて保有され、決済代金の支払に利用することが可能な電磁的記録であって、当社が前払式支払手段として発行するものをいいます。
 - 23 「ショッピング専用ウォレット」とは、当社所定の手続を経て開設される会員のショッピング専用バリューのウォレットをいい JAL Global WALLET の一部を構成するものをいいます。
 - 24 「ショッピング専用ウォレット保有者」とは、ショッピング専用ウォレットを保有する会員をいいます。
 - 25 「必要措置」とは、(i)JAL Global WALLET サービスの利用の停止、禁止、(ii)JAL Global WALLET サービスに関する一切のウォレットの利用の停止、削除、またはこれらのウォレットの保有者としての地位の剥奪、(iii)会員が保有するショッピング専用バリューまたは出金可能バリューの失効、(iv) 会員の本カードの利用の停止、禁止、(v) その他当社が必要かつ適切と判断する措置の全部または一部をいいます。
 - 26 「対象商品」とは、加盟店によって販売または提供される、ショッピング専用バリューまたは出金可能バリューにより代金決済ができる商品およびサービスをいいます。

- 27 「チャージ」とは、第 13 条第 1 項に定める保有可能バリューの購入をいいます。
- 28 「当社所定為替レート」とは、当社が定め、当社ウェブサイト、会員 Web サイト等において開示する、為替レートをいいます。
- 29 「パスワード等」とは、第 6 条第 1 項に定めるログインパスワード、カード暗証番号、取引パスコードおよび 3Dセキュアパスワードを総称していいます。
- 30 「バリュー」とは、ショッピング専用バリューおよび出金可能バリューを個別にまたは総称していいます。
- 31 「バリュー決済」とは、第 19 条第 1 項に定めるバリューの代金決済への利用をいいます。
- 32 「犯収法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）をいいます。
- 33 「補償サービス」とは、本規約第 33 条に定める、JAL Global WALLET が会員等以外の第三者に不正使用され、会員に損害が発生した場合の補償サービスをいいます。
- 34 「保留」とは、バリューの残高を会員が利用できない状態にする当社の処理をいいます。
- 35 「保留解除」とは、保留を解除し、会員がバリューの残高として利用できる状態にする当社の処理をいいます。
- 36 「保留額」とは、第 32 条第 1 項各号に基づき当社がバリューの残高から差し引いて保留する金額をいいます。
- 37 「保有ウォレット」とは、ショッピング専用ウォレット保有者についてはショッピング専用ウォレット、出金可能ウォレット保有者については出金可能ウォレットをいいます。
- 38 「保有可能バリュー」とは、ショッピング専用ウォレット保有者についてはショッピング専用バリューを、出金可能ウォレット保有者については出金可能バリューをいいます。
- 39 「本カード」とは、JAL Global WALLET サービスにおいて当社所定の加盟店との取引代金の決済または現地国の通貨による現金引出しができる、当社が発行する「JAL Global WALLET カード」をいいます。
- 40 「マイル」とは、JAL が JMB 会員に対して発行するマイルをいいます。
- 41 「利用金額」とは、決済代金および出金金額を個別にまたは総称していいます。
- 42 「利用情報」とは、加盟店等から当社に送信されるバリュー決済または出金に係る金額、為替レート、通貨、国および加盟店等の名称等に関する情報をいいます。
- 43 「利用取消情報」とは、加盟店等から当社に送付されるバリュー決済の取り消しに関する情報をいいます。

第 2 章 JAL Global WALLET

第3条 JAL Global WALLET

- 1 JAL Global WALLET の開設を希望する方は、当社所定の手続により、開設を申し込むものとします。JAL Global WALLET サービスにおいて、利用希望者が登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはならないものとします。また、登録した情報に変更があった場合、会員は、第45条第3項に従い、速やかにこれを変更後の内容に修正するものとします。
- 2 当社は、前項に定める申込みを受けた場合、当社所定の審査を行い、当該利用希望者を会員として認める場合は、JAL Global WALLET を開設します。
- 3 会員は、一つの JAL Global WALLET につき、ショッピング専用ウォレットまたは出金可能ウォレットのいずれか一つのみを保有することができるものとします。
- 4 第2項に基づき JAL Global WALLET が開設された場合は、当該アカウント内に、自動的に、ショッピング専用ウォレットが開設されるものとします。

第4条 コースの選択およびウォレットの開設

- 1 JAL Global WALLET サービスでは、「ショッピング専用コース」および「ショッピング+ATM コース」があります。「ショッピング専用コース」とは、ショッピング専用ウォレットに係るサービスを利用することのできるコースをいい、「ショッピング+ATM コース」とは、出金可能ウォレットに係るサービスを利用することのできるコースをいいます。なお、コース未選択の場合は、第26条のとおり、利用が制限されます。
- 2 コース未選択の会員は、当社所定の方法により、「ショッピング専用コース」又は「ショッピング+ATM コース」を選択することができます。
- 3 「ショッピング専用コース」を選択している会員が、「ショッピング+ATM コース」への切り替えを希望する場合は、当社所定の方法により当社に申請するものとし、当社が認めた場合に限り、切替えを行うことができるものとします。なお、「ショッピング+ATM コース」から「ショッピング専用コース」に切り替えることはできません。
- 4 前二項に定める「ショッピング+ATM コース」の選択または切替えにおいて、会員は、犯収法上の取引時確認の手続に応じるものとします。また、当社は、当社所定の条件を設ける場合があり、当該条件を満たさない場合は選択または切替えを行うことができません。
- 5 第2項および第3項に定める「ショッピング+ATM コース」の選択または切替えは、当該選択または切替えの受付後、当社所定の手続完了後の翌日 0 時の時点で効力が発生します。この時、当該会員の JAL Global WALLET において出金可能ウォレットが開設され、ショッピング専用ウォレットは、自動的に消滅するものとします。また、当該選択または切替えの効力発生時点で、自動的に、その時点で保有するショッピング専用バリューの残高全額をもって同額かつ同一通貨の出金可能バリューを購入したものとみなし、新しく開設された出金可能ウォレットに当該出金可能バリューを記録します（以下、「残高移行」といいます）。但し、会員は、当社所定の手続（犯収法上の取引時確認の手続を含みます。）

を行うものとし、当該手続が完了するまでは、出金可能ウォレットに係るサービスの利用が制限されるものとし、

6 前四項にかかわらず、当社所定の期限までに前項但書に定める当社所定の手続が完了しない場合または当社所定の審査の結果、当社が当該会員を出金可能ウォレット保有者として認めない旨判断した場合は、当社は、前項に基づく出金可能ウォレットの開設を取り消し、再度ショッピング専用ウォレットを開設するものとし、

なお、この場合、自動的に、当該取り消しの時点において保有する出金可能バリューの残高全額をもって、同額および同一通貨のショッピング専用バリューを購入したものとみなし、再度開設したショッピング専用ウォレットに当該ショッピング専用バリューを記録します。

第5条 JAL Global WALLET カードの発行

1 当社は、日本国内に所在する会員に対して、所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとし、

当社の定める JAL Global WALLET サービスの一部（バリュー決済、ATM 出金等）の利用には、本カードが必要となります。

2 会員は、本カードを受け取った場合、直ちに本カードの裏面に署名するものとし、

3 会員は、本カードを受け取った場合は、当社所定の利用登録手続を行うものとし、

会員が利用登録手続を行わない場合には、本カードを利用することができません。

第6条 JAL Global WALLET サービスのパスワード等

1 JAL Global WALLET サービスの利用には、ログインパスワード、カード暗証番号、取引パスワードおよび3Dセキュアパスワードの全部または一部が必要となる場合があります。

パスワード等の全部または一部が必要となるサービスを利用する会員は、当社所定の手続により、これらを入力の上、利用するものとし、

なお、JAL Global WALLET サービスごとに必要となるパスワード等は、別途当社ホームページ等においてご案内します。

2 JAL Global WALLET が開設された会員は、当社所定の方法により、パスワード等を設定するものとし、

3 会員は、当社所定の方法により、いつでもパスワード等を変更することができます。

4 会員がパスワード等を失念した場合、当社所定の方法により、パスワード等を再設定することができるものとし、

第7条 JAL Global WALLET カードおよびパスワード等の安全管理および盗難・紛失・不正利用等への対応

1 会員は、本カードおよびパスワード等を善良な管理者の注意をもって保管し、JAL Global WALLET および本カードに関する情報を第三者に開示もしくはウェブサイト等において公開または漏えいさせてはならないものとし、

2 当社は、当社が送信を受けたパスワード等が当社に登録されたパスワード等と一致する

ことを当社所定の方法により確認した場合、当社に故意または重過失があった場合を除き、実際の通信当事者が会員本人でなかった場合でも、会員本人による通信とみなすことができるものとし、第 33 条に定める不正使用補償サービスの適用がある場合を除き、それによって生じた損害について責任を負いません。

3 会員が、本カードを紛失、盗難等にあったことまたはパスワード等が他人に知られたことにより他人に当該会員の JAL Global WALLET または本カードが使用された場合には、第 33 条に定める不正使用補償サービスの適用がない場合または当社に故意または重過失がない場合その使用された利用金額（手数料を含みます。）は、会員の負担とします。

4 会員は、本カードを紛失した場合、盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合またはパスワード等が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちに会員 Web サイトから当該会員の JAL Global WALLET および本カードの利用を停止したうえで、当社ホームページにて案内するお問い合わせ先に届け出るものとします。

5 当社が本カードの盗難、紛失、本カードまたはパスワード等の第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、当社は、当該会員の JAL Global WALLET および本カードの利用を停止することができるものとします。

6 当社は、会員に対し、本カードの紛失、盗難、本カードまたは不正使用の詳細について書面による報告を求めることがあり、この場合には、会員は当該求めに応じるものとします。

7 「ショッピング+ATM コース」の会員は、海外において本カードの盗難、紛失等が発生した場合、当社所定の方法で申請することにより、MasterCard の提供する海外緊急キャッシングサービスを受けることができるものとします。

第 8 条 JAL Global WALLET カードの破損等による新規発行

1 本カードの破損、汚損、磁気不良その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新しい本カードを発行します。当該発行以前に会員が保有していた本カードは、当該発行をもって利用することができなくなります。

2 同一の会員から複数回にわたり本カードの新規発行に係る申出がなされるなど当社が適当と認めない場合には、当社は、新規発行を認めないことがあります。

第 9 条 JAL Global WALLET カードの所有権

本カードの所有権は当社にあり、本カードは当社から会員に対して貸与するものです。

第 10 条 JAL Global WALLET カードの有効期限および新規発行

1 本カードには有効期限があります。有効期限は、カード券面に記載されるものとします。

2 当社は、当社が認めた会員に対して本カードの有効期限を更新するものとします。更新

の対象となる会員には、有効期限の到来に際して、新しい有効期限を付した本カードを提供するものとします。

第 11 条 マイルの積算

- 1 当社は、JAL Global WALLET サービスのうち、当社の定めるサービスを会員が利用した場合は、当社の定めるマイル積算対象期間に応じて、当社の定めるマイル積算日に、当社の定める条件により、JAL の発行するマイルを積算します。
- 2 前項に定める場合のほか、当社は、キャンペーン等当社所定の条件により、会員に対してマイルを積算する場合があります。
- 3 前二項にかかわらず、以下の事由に該当する場合、当社は、マイルを積算しないものとし、会員はこれを承諾するものとします。
 - (1) 当社が会員に積算するためのマイルを JAL から取得できない場合
 - (2) JMB のサービス又は JAL Global WALLET サービスの全部または一部が停止または廃止された場合
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、当社または JAL がマイルの積算を適当ではないと判断した場合
- 4 マイル積算の対象となったバリュー決済の利用につき取り消し、解除等があった場合は、当該利用に対して積算したマイルは、取り消されるものとします。また、当該利用金額の変更があった場合には、当該変更に伴って、マイルの取り消しまたは積算が行われるものとします。
- 5 積算されたマイルの取り扱いについては、JMB 会員規約等が適用されます。
- 6 マイルに関する問合せは、JAL に行うものとします。
- 7 マイルに関して、何らかの不利益が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第 3 章 ウォレット

第 1 節 共通サービス

第 12 条 バリューの保有

- 1 ショッピング専用ウォレット保有者は、ショッピング専用ウォレットにおいて、ショッピング専用バリューを保有、利用することができるものとします。
- 2 出金可能ウォレット保有者は、出金可能ウォレットにおいて、出金可能バリューを保有できるものとします。
- 3 ウォレットにおいてバリューとして保有できる通貨（以下「対象通貨」といいます。）は、日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル、香港ドル、タイバーツ、シンガポールドル、マレーシアリングギット、中国元、台湾ドル、韓国ウォンとします。なお、当社は、事前に会員に通知又公表して、当該対象通貨の種類を増減させることができるものとします。

- 4 当社は、保有ウォレット内において、対象通貨ごとに残高を管理します。
- 5 バリュウの有効期限は、ウォレット内のバリュウの残高が最後に増減した日から 5 年間とし、有効期限が経過した場合は、当該ウォレット内のすべてのバリュウが失効するものとします。当社は、失効したバリュウについて、返金、交換、払戻し等は一切行いません。

第 13 条 バリュウのチャージ

- 1 会員は、保有ウォレットにおいて、保有可能バリュウを、当社所定の方法をもって購入（チャージ）することができます。
- 2 チャージすることのできる対象通貨は、当社所定の通貨に限られます。
- 3 チャージに係る支払が完了した場合は、当社は、会員の保有ウォレットにおける保有可能バリュウの残高をチャージした金額分増額させる方法により、当該保有可能バリュウを発行し、当該会員に加算するものとします。
- 4 バリュウには、利息はつきません。
- 5 会員が、残高上限額を超えてチャージのための金銭の支払を行った場合は、当社は、支払われた金銭の全額（以下「返金対象金額」といいます。）について、当社所定の方法により当該会員に対する返金処理を行うものとします。なお、会員は返金対象金額をそのままバリュウ決済等に利用することはできません。
- 6 当社が前項に定める方法により返金処理に努めたにもかかわらず、会員の所在が不明であるなど、返金対象金額の発生から 5 年を過ぎても会員に対する返金ができなかった場合には、当社は当該返金対象金額について返還処理を行わないものとします。
- 7 会員は、他の会員が当社が指定した口座と異なる口座に金銭を振り込むなど、当社の責めに帰すべき事由によらずに会員のバリュウの残高が加算された場合において、当社が、当該加算分を取り消すこと、または当社の請求に従い、加算分の支払いを行うことを、あらかじめ承諾するものとします。

第 14 条 オートチャージ

会員は、当社所定の手続きにより、「オートチャージ」を利用することができます。オートチャージを設定した場合、バリュウ決済または ATM 出金の利用時（利用時にオーソリゼーションが実行されない場合等、一部のサービスを除きます。）において、利用後の残高があらかじめ会員が設定した金額（以下「実行判定額」といいます。）に満たないことを当社が認識した場合には、あらかじめ会員が設定した金額分（以下「入金実行額」といいます。）の保有可能バリュウが自動的に購入されます。

第 15 条 オートチャージの実行判定額と入金実行額

会員は、会員 Web サイトにおいて、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更を行うことができます。なお、入金実行額は、3 万円を限度として（ただし、実行判定額と入

金実行額の合計額が上限額を超えることはできません。) 1,000 円単位で設定または変更できるものとします。

第 16 条 オートチャージの制限事項等

- 1 オートチャージの一日あたりの利用限度額は当社が定めます。
- 2 オートチャージのお支払いは、「ショッピング専用コース」を選択している会員は、クレジットカード決済、または、住信 S B I ネット銀行の口座振替のいずれかのうち会員が指定する方法、「ショッピング+ATM コース」を選択している会員は、住信 S B I ネット銀行の口座振替による方法とします。
- 3 一旦実施したオートチャージの取り消しはできません。

第 17 条 オートチャージの免責事項

オートチャージが実行できないことにより会員に生じる不利益、損害については当社はその責任を負いません。

第 18 条 オートチャージの停止

当社が必要と認めた場合には、何ら通知催告なくして、全部または一部のオートチャージを停止することがあります。

第 19 条 バリュー決済

- 1 会員は、本規約の定めるところにより、バリューを、その残高の範囲内で、日本国内の加盟店の実店舗およびウェブサイトにおけるインターネットショッピング、ならびに海外の加盟店の実店舗およびウェブサイトにおけるインターネットショッピングにおける当該加盟店との間の対象商品の代金決済に利用することができます。
- 2 バリュー決済は、以下の手続により利用することができます。
 - (1)バリュー決済を希望する会員は、実店舗における決済の場合は、加盟店に対して、本カードを提示して読み取らせるものとし、インターネットショッピングにおける決済の場合は、本カードの情報を入力するものとします。また、パスワード等を求められた場合は、会員は、これを入力するものとします。
 - (2)前項に定める読み取りまたは入力により、利用情報が、国際提携組織の決済センターを通じて、当社に送付されます。
 - (3)前号に定める利用情報が当社に到着した場合、当社は、第 32 条第 1 項に定める保留手続を行います。
 - (4)前号に定める保留手続が完了した場合は、当社は、その旨を当社所定の方法により加盟店に通知します。
 - (5)第 3 号に定める保留手続が完了した時点で、加盟店との間において、保留額相当額の代

金決済に係るバリュー決済が完了するものとします。但し、当社との間においては、第 32 条第 2 項各号に定める確定支払手続により、確定金額による精算等が行われます。

3 当社は、会員と加盟店との間の対象商品の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、バリュー決済後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、会員および加盟店との間で解決するものとし、当社は、利用されたバリューの返還義務その他の責任を負いません。

4 前項にかかわらず、会員と加盟店との間の対象商品の取引がキャンセルされた場合、当社は、第 32 条第 3 項に基づき、バリューを返還します。

第 20 条 超過利用時の措置の実施

1 加盟店の環境、カード決済に係る機器等の通信状況その他の事由により、バリュー決済の金額が残高を超える場合があります。この場合、会員は、当社が当該加盟店に対して当該超過利用分の決済代金について立替払いをすることをあらかじめ承諾するものとします。なお、残高分については、第 19 条に定めるところにより、バリュー決済により利用されるものとします。

2 前項の場合、会員は、当社が立て替えた超過利用分を、当該立替えに係る通貨で、超過利用時から 2 か月以内の当社が指定する期日および方法により当社に支払うものとします。

3 前項にかかわらず、当社は、会員がチャージした時点でまたは任意に、会員のバリュー残高を第 1 項により当社が立て替えた超過利用分の支払に充当させることができるものとします。なお、バリュー残高の通貨が、当該立替えに係る通貨と同一ではない場合は、当社は、会員がチャージした時点でまたは任意のタイミングにおいて、残高を当社所定為替レートにより両替の上、充当させることができるものとします。また、会員から、当該バリュー残高からの充当を求めることはできないものとします。

第 21 条 バリューの残高確認方法

1 会員は、会員 Web サイトの残高確認画面において、保有可能バリューの残高を確認することができます。

2 前項のほか、会員は、会員 Web サイトにおいて、当社所定のバリューの利用に関する情報（利用履歴、保留額および確定金額を含みます。）を確認することができます。

3 一部の加盟店におけるシステムの不備、返金処理等に係る当社に対する連絡の遅れ、その他の理由により、第 32 条に定める処理が即時に行われない結果、第 1 項に定める残高および前項に定める情報が正確に反映されない場合があります。

第 22 条 両替

1 会員は、以下のいずれかの方法により、当社所定為替レートにより、保有するバリューの

範囲内で、他の対象通貨に両替することができるものとします。

(1)会員 Web サイトにおいて、保有するバリューの範囲内で、両替対象とする通貨および金額を指定の上、当社所定為替レートによる両替を申し込む方法

(2)第 32 条第 2 項第 1 号②に定める自動両替の方法

2 前項第 1 号に定める両替の申込みを受けた場合は、即時に、当社および会員間において、当該申込み時点の当社所定為替レートにより、当該申込みに係る両替契約が成立するものとし、当社は、両替対象の通貨の残高を減額し、両替後の通貨の残高を増額させて、両替を行うものとします。

3 当社は、両替について、両替手数料を申し受けます。両替手数料は当社所定為替レートに含まれるものとし、会員は、前項または第 32 条第 2 項第 1 号②に定める両替の実行によりこれを支払うものとします。

4 日本円以外の対象通貨から日本円以外の他の対象通貨への両替は、日本円以外の対象通貨から日本円、日本円から日本円以外の他の対象通貨への 2 回の両替により行われるものとし、それぞれの両替につき、前項に定める両替手数料が発生するものとします。

第 2 節 ショッピング専用バリューの特約

本節は、ショッピング専用ウォレット保有者に適用され、出金可能ウォレット保有者には適用がありません。

第 23 条 ショッピング専用バリューのチャージの手段等

1 ショッピング専用バリューのチャージ方法は、インターネットバンキング決済、銀行振込み、クレジットカード決済、住信 SBI ネット銀行の預金口座からの引き落としその他当社が所定の方法によることができるものとします。なお、当社は、いつでも、これらのチャージ手段を限定または追加することができるものとします。

2 チャージには、当社所定の手数料がかかります。当該チャージ手数料は、当社ウェブサイトにおいて掲示されます。また、振込手数料等、当社への支払に関して発生する手数料は、会員の負担とします。

3 ショッピング専用バリューのチャージの単位は、インターネットバンキング決済による購入の場合には 1,000 円以上の金額から 1 円単位、銀行振込による購入の場合には振込元銀行が定める所定の金額から所定の単位、クレジットカードからの購入の場合には 1,000 円以上の金額から 1 円単位、住信 SBI ネット銀行の口座からの購入の場合には 1,000 円以上の金額から 1 円単位とします。

4 ショッピング専用バリューの残高上限額は 30 万円です。チャージ後の残高が残高上限額を超える場合は、チャージすることができません。

5 前各号のほか、当社は、チャージについて、金額や回数の上限等、条件を設けることができるものとします。なお、当社は、当該条件を当社ウェブサイト等において公表します。

第 24 条 ショッピング専用バリューの払戻し等

- 1 ショッピング専用バリューの払戻しや換金は、資金決済法に定める例外に該当すると当社が認めた場合を除き、ショッピング専用ウォレット保有者が、当社所定の方法によりショッピング専用ウォレットを廃止した場合であってもできません。
- 2 前項にかかわらず、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合によりショッピング専用バリューの取扱いを全面的に廃止した場合には、法令の手續に従い、ショッピング専用バリューの残高の払戻しを行うものとします。
- 3 前二項にかかわらず、加盟店ではショッピング専用バリューの払戻しを行うことはできません。

第 25 条 ショッピング専用バリューの譲渡の禁止

ショッピング専用バリューは、第三者（他のショッピング専用ウォレット保有者および出金可能ウォレット保有者を含みますが、これらに限りません。）に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできません。

第 26 条 コース未選択の取引制限

コース未選択の場合は、国内利用に制限されます。また、チャージ金額は、1 回あたり 5 万円まで、1 ヶ月あたり 5 万円まで、残高 5 万円までとし、海外利用、両替取引およびクレジットカードチャージは利用できません。その他、第 33 条で定める「補償サービス」の適用はありません。なお、本条において、1 ヶ月とは、現時点から 720 時間までをいいます。

第 3 節 出金可能バリューの特約

本節は、出金可能ウォレット保有者に適用され、ショッピング専用ウォレット保有者には適用がありません。

第 27 条 出金可能バリューのチャージの手段等

- 1 出金可能バリューのチャージ方法は、インターネットバンキング決済、銀行振込み、住信 SBI ネット銀行の預金口座からの引き落としその他当社が所定の方法によることができるものとします。なお、当社は、いつでも、これらのチャージ手段を限定または追加することができるものとします。
- 2 チャージには、当社所定の手数料がかかります。当該チャージ手数料は、当社ウェブサイトにおいて掲示されます。また、振込手数料等、当社への支払に関して発生する手数料は、会員の負担とします。
- 3 出金可能バリューのチャージの単位は、インターネットバンキング決済による購入の場合

には 1,000 円以上の金額から 1 円単位で、銀行振込による購入の場合には振込元銀行が定める所定金額から所定の単位で、住信 SBI ネット銀行の口座からの購入の場合には 1,000 円以上の金額から 1 円単位で行うことができます。

4 出金可能バリューの残高上限額は 200 万円です。チャージ後の残高が残高上限額を超える場合は、チャージすることができません。

5 前各号のほか、当社は、チャージについて、金額や回数の上限等、条件を設けることができるものとします。なお、当社は、当該条件を当社ウェブサイト等において公表します。

第 28 条 出金可能バリューの ATM 出金

1 出金可能ウォレット保有者は、当社所定の方法により、出金可能バリューを当社の提携する海外の ATM（以下「提携 ATM」といいます。）において、当該提携 ATM 所在の現地国の通貨により、現金を出金すること（以下「ATM 出金」といいます。）ができます。

2 ATM 出金には、当社所定の出金手数料がかかります。なお、当該出金手数料は、当社ウェブサイトにおいて掲示されます。

3 ATM 出金は、以下とおり行われます。

(1) ATM 出金を行う場合、会員は、提携 ATM において表示される指示に従い、本カードを挿入し、カード暗証番号および出金希望額を入力するものとします。

(2) 利用情報が、国際提携組織の決済センターを通じて、当社に送付されます。

(3) 前号に定める利用情報が当社に到着した場合、当社は、出金希望額および出金手数料の合計額につき、第 32 条第 1 項に定める保留手続を行います。なお、バリュー残高が、当該保留手続により保留すべき金額に満たない場合は、ATM 出金は一切できないものとします。

(4) 前号に定める保留手続が完了した場合は、会員は、当該 ATM から当該残高希望額に係る現金を取得することができるものとします。

4 ATM 出金の手続が開始された場合には、当該出金を取り消すことはできません。

5 前各号のほか、当社は、出金について、金額や回数の上限等、条件を設けることができるものとします。なお、当社は、当該条件を当社ウェブサイト等において公表します。

第 29 条 出金可能バリューによる決済および出金の上限金額

出金可能バリューによるバリュー決済の金額（外貨による場合は、当社所定の方法により日本円に換算した金額、以下同様）は、1 回あたり 100 万円（税込）を上限とし、出金の金額は、1 回あたり 10 万円を上限とします。

第 30 条 受取証書の発行

1 出金可能ウォレット保有者は、当社が出金可能ウォレット保有者から金銭その他の資金を受領したときに交付する書面に代えて、資金移動業に関する内閣府令第 30 条第 1 項に規定する事項（以下「受取証書記載事項」といいます。）を電磁的方法により提供を受けるこ

とに承諾します。

2 当社は、チャージがなされた場合には、出金可能ウォレット保有者のメールアドレス宛に受取証書記載事項を記載したメールを送信します。

3 出金可能ウォレット保有者は、第 1 項に基づく承諾を撤回することができます。その場合、会員は当社所定の書面で当社に申し出るものとし、当該承諾の撤回がなされた場合、当社は、第 27 条で定める出金可能バリューのチャージ方法を一部制限できるものとし、ただし、会員が再度第 1 項に基づく承諾をした場合はこの限りではありません。

第 31 条 銀行等が行う為替取引との誤認防止

1 会員は、出金可能バリューを利用するにあたり、以下の事項を承諾するものとし、

(1) 出金可能バリューによるバリュー決済および出金は、銀行等が行う為替取引ではありません。

(2) JAL Global WALLET サービスは、預金もしくはまたは定期積金等（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。）第 2 条第 4 項に規定する定期積金等をいいます。）を受け入れるものではありません。

(3) JAL Global WALLET サービスは、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 53 条および農水産業共同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。

(4) JAL Global WALLET サービスの会員の保護のための制度として、資金決済法に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。当社はみずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結しています。

(5) 資金決済法第 59 条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続において、会員が還付を受けられる権利は、第 32 条第 2 項に基づく確定支払手続が完了した時点で消滅します。

2 出金可能ウォレット保有者は、日常生活上の出金および決済を行う目的でのみ出金可能ウォレットおよび出金可能バリューを利用することができるものとし、事業活動上の出金または決済等には利用しないものとし、

第 4 節 保留手続および確定支払手続

第 32 条 利用時の保留手続と確定支払手続

1 利用時の保留手続については、以下のとおりとします。

(1) 利用金額が対象通貨である場合、以下の順序により処理されるものとし、

① 会員が、利用金額と同じ通貨の残高を保有している場合、当社は、当該通貨の残高から利用金額を差し引き、保留します。

②会員が、利用金額と異なる通貨の残高を保有している場合、当社は、当該残高（複数の対象通貨の残高がある場合、保留および引落しの対象とする残高は、利用者が当社所定の方法により指定する対象通貨の順序に従うものとし、以下「引落対象残高」という。）から、利用情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートによる換算の結果、利用金額と同一の通貨および金額となる残高相当額を差し引いて保留します。

(2)利用金額が対象通貨ではない場合、以下の順序により処理されるものとします。

①会員が、日本円の残高を保有している場合、当社は、当該日本円の残高から、利用金額を利用情報が到着した時点の海外取引換算レートにて日本円に換算した金額分を差し引いて保留します。

②会員が、日本円以外の対象通貨により残高を保有している場合は、当社は、引落対象残高から、利用情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートにより、引落対象残高および利用金額をそれぞれ日本円に換算した結果、利用金額と同額となる金額分を差し引いて保留します。

2 前項に定める保留手続の後、確定情報が当社に到着した場合には、当社は、確定情報が当社に到着した時点で保留額について保留解除にすると同時に、以下のとおり確定支払手続を行います。

(1)利用金額が対象通貨である場合、以下の順序により処理されるものとします。

①会員が、利用金額と同じ通貨の残高を保有している場合、当社は、当該通貨の残高から確定金額分を引き落として受領します。

②会員が、利用金額と異なる通貨の残高を保有している場合、確定金額について、引落対象残高から、確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートによる換算の結果、確定金額と同一の通貨および金額となる残高相当額について、確定金額に係る対象通貨への両替契約が自動的に成立するものとし、当社は、当該両替に係る金額を、当該会員の残高から引き落として受領します。

(2)利用金額が対象通貨ではない場合、以下の順序により処理されるものとします。

①会員が、日本円の残高を保有している場合、当社は、当該日本円の残高から、確定情報が当社に到着した時点の海外取引換算レートにおいて日本円に換算した金額分を引き落として受領します。

②会員が、日本円以外の対象通貨により残高を保有している場合、当社は、確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートにより引落対象残高および確定金額をそれぞれ日本円に換算した結果、確定金額と同額となる金額分、引落対象残高を確定情報が当社に到着した時点の当社所定為替レートにおける日本円への両替契約が自動的に成立するものとし、当社は、当該両替金額を、残高から引き落として受領します。

3 バリュー決済がキャンセルされた場合は、以下の方法により処理するものとします。

(1)保留後、当社への確定情報到着前に、利用取消情報が当社に到着した場合、当社は、保留額について保留解除するものとします。

(2)当社への確定情報到着後に、利用取消情報が当社に到着した場合、当社は、当該取り消しに係る決済代金の通貨および金額にかかわらず、第 2 項に基づき引き落としした残高（両替がなされた場合は、両替後の残高）に係る通貨および金額の保有可能バリューを増額させる方法により、返還するものとします。

4 会員は、第 2 項から第 4 項の各手続時点における為替レートにより、保留額と確定的な引落金額に差損または差益が発生する可能性があることを理解し同意するものとします。

5 第 2 項から第 4 項までに定める会員の保有するバリューからの引き落とし手続において、会員のバリューの残高が引き落とし金額を下回っていた場合等の理由により引き落としができない場合は、第 20 条第 2 項および第 3 項に従い処理されます。

第 4 章 不正使用補償サービス

第 33 条 不正使用補償サービス

1 当社は、本条に定めるところにより、JAL Global WALLET が会員等以外の第三者に不正使用され、会員に損害が発生した場合における損害につき、補償します。

2 補償の対象となる期間は、以下のとおりとします。

(1) 補償サービスの補償対象となる期間（以下「補償対象期間」といいます。）は、JAL Global WALLET 会員が JAL Global WALLET を開設したとき（JAL Global WALLET 会員が意図せずに、会員等以外の第三者によって、不正に JAL Global WALLET が開設されたときを含みます。）から JAL Global WALLET が終了するまでとします。

(2) 前号にかかわらず、JAL Global WALLET の利用が停止されている期間、JAL Global WALLET が失効している期間または JAL Global WALLET もしくは JAL Global WALLET サービスの利用が中止もしくは中断されている期間は、補償サービスの補償対象にはなりません。

3 補償の対象となる場合は、以下のとおりとします。

(1) 当社は、以下①または②のいずれかの原因により、JAL Global WALLET 会員が被った損害に対して、本規約に基づき、補償を行うものとします。

①会員が意図せずに、会員等以外の第三者により、JAL Global WALLET が不正に開設され、JAL Global WALLET または JAL Global WALLET サービスが不正使用されたこと

② JMB または JAL Global WALLET に関する情報が盗取または詐取され、JAL Global WALLET 会員が意図せずに JAL Global WALLET または JAL Global WALLET サービスが不正使用されたこと

(2) 前号にかかわらず、補償サービスの補償対象は、当社が不正使用により JAL Global WALLET 会員に損害が発生した旨の通知を受理した日（以下「受理日」といいます。）の 30 日前以後、受理日までの 31 日間に行われた不正使用による損害に限ります。

(3) 前二号の損害は、JAL Global WALLET および JAL Global WALLET サービスの不正

使用によって、JAL Global WALLET 会員の意図に反して不正に決済、または出金等が行われた時点をもって損害発生とします。

4 以下に記載する事由によって生じた損害については、補償サービスの補償対象にはなりません。

- (1) 第 1 項に規定する補償対象期間以外に発生した不正使用
- (2) 会員等の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する不正使用
- (3) 会員等が行った不正使用
- (4) 本規約または JMB 会員規約等の違反（ただし、会員が意図せずに、会員等以外の第三者によって、不正に JAL Global WALLET が開設された場合において、登録された情報（の一部）が真正かつ正確でないことを本規約または JMB 会員規約等の違反とはみなしません。）
- (5) JMB、JAL Global WALLET または JAL Global WALLET サービスが正常な機能を発揮しない場合に生じた不正使用（ただし、不正使用の発生と直接的な因果関係のない機能不全等を除きます。）
- (6) 会員等が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する不正使用
- (7) 会員等が会員等以外の第三者に強要されて行った不正使用
- (8) 端末の故障
- (9) 会員等による端末の誤操作または誤使用
- (10) その他、当社が不相当と判断する場合

5 補償限度額および支払方法は、以下のとおりとします。

- (1) 当社は、補償対象期間中に会員等以外の第三者に不正使用された金額（JAL Global WALLET および JAL Global WALLET サービスに係る手数料を含みます。）から、当社以外の第三者から回収できた金額を差し引いた金額を補償します。
- (2) 不正使用による損害について、会員等が当社以外の第三者から補償を受けられる場合は、損害の額が第三者からの補償額を超過する場合にかぎり、その超過額について補償します。
- (3) 1 会員あたりの補償限度額は、年間 10 万円とします。なお、入会日にかかわらず、1 月 1 日から同年 12 月末日までを年間単位とします。
- (4) 当社は、本規約に定める補償を当社所定の方法で行うものとします。なお、補償額の支払先を金融機関とすることがあります。また、補償を行う際に発生する手数料は、当社負担とします。

6 当社は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによるシステムの中止または中断の必要があると認めたときは、会員に事前に通知することなく、補償サービスを中止または中断することができるものとします。当社は、補償サービスを停止または中断している間に会員に損害が生じた場合、責任を負いません。

7 会員は、補償サービスの補償対象となる損害が発生したことを知った場合には、以下の対応を行うものとします。なお、正当な理由なく当該対応を行わなかったと当社が認める

場合は、補償サービスを利用できません。

- (1) その損害について、直ちに警察に申告するとともに、損害の発生ならびに会員等が当社以外の第三者から受けられる補償の有無および内容（既に補償を受けた場合には、その事実を含みます。）を正確に当社に遅滞なく通知すること。
- (2) 不正使用者の発見に努力または協力すること。
- (3) その他損害の発生および拡大の防止に必要な努力をすること。
- (4) 当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、真正な書類または証拠を提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

第5章 手数料

第34条 手数料

JAL Global WALLET サービスにおいて会員が当社に支払うべき手数料は、別途当社が運営するウェブサイト内に掲示するとおりとし、当社は、手数料をいつでも改定できるものとします。なお、JAL Global WALLET サービスの利用に伴い、税金や付帯費用が発生する場合には、会員がこれらを負担するものとします。

第6章 雑則

第35条 禁止事項

会員は、以下に記載することを行ってはならないものとします。

- (1) JAL Global WALLET サービスを第三者に利用させる行為。
- (2) JAL Global WALLET サービスをマネー・ローンダリングに利用する行為。
- (3) 不正な方法により JAL Global WALLET、本カード、ウォレットまたはバリューを取得し、またはこれらが不正な方法で取得されたものであることを知って利用する行為。
- (4) JAL Global WALLET、本カード、ウォレットまたはバリューを偽造、変造もしくは改ざんし（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合を含みます。）、またはこれらが偽造、変造もしくは改ざんされたものであることを知って利用する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪行為、犯罪行為を誘発する行為、犯罪行為に結びつく行為。
- (6) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する行為。
- (8) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
- (9) 当社または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。

(10) JAL Global WALLET サービスが予定している利用目的と異なる目的で JAL Global WALLET サービスを利用する行為。

(11) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為。

(12) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。

(13) 当社のシステムに過度な負荷をかける行為、不正にアクセスまたはアクセスを試みる行為、当社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、当社に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他当社による事業運営または他の会員によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。

(14) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。

(15) その他、当社が不相当と判断した行為。

第 36 条 反社会的勢力の排除

1 会員は、自己またはその代理人もしくは媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）

(2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団

(6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。）を有する者

(7) その他前各号に準じる者

2 会員は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3 当社は、会員が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく必要措置を講じることができます。

4 当社は、前項の規定により必要措置を講じた場合、かかる必要措置によって会員に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負わないものとします。

第 37 条 必要措置の実施

1 当社は、会員が JAL Global WALLET サービスの利用にあたって適用される規約、約款、約定等（本規約を含みますが、これに限りません。）に違反しまたは違反するおそれがあると認めた場合（前条各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当社が判断する場合を含みますが、これらに限りません。）、あらかじめ会員に通知することなく必要措置を講じることができるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、他の会員その他のいかなる第三者に対しても、会員の違反を防止または是正する義務を負いません。

第 38 条 サービスの中止・中断等および JAL Global WALLET カードの利用制限等

1 当社は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによるシステムの中止または中断の必要があると認めたときは、会員に事前に通知することなく、JAL Global WALLET サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。当社は、これにより会員に損害が生じた場合であっても責任を負いません。

2 会員は、JAL Global WALLET サービスを利用するにあたり、必要な機器、通信手段等を、会員の費用と責任で用意しなければなりません。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して事前に通知することなく、JAL Global WALLET サービスの全部または一部を一時的に制限することができるものとします。

(1) 本カードの利用に係る機器またはネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により本カードの利用を一時的に中断することが必要な場合。

(2) 本カードのサービス変更または機能拡張を行う場合。

(3) 前各号のほか、当社が本カードの利用を停止または中断する必要があると認める場合。

4 前項に掲げる場合の他、当社は、必要があると認めた場合には、当社が指定する国または特定の地域において、JAL Global WALLET サービスの全部または一部を停止、中断または制限することができるものとします。

第 39 条 JAL Global WALLET の解約等による終了および終了後の措置

1 会員は、当社所定の手続を経て、JAL Global WALLET を解約することができます。この場合において、ショッピング専用ウォレットに残存するショッピング専用バリューはすべて消滅するものとします。また、出金可能バリュー保有者が、当社所定の手続により当社に対して金融機関口座を指定し、残存する出金可能バリューにつき当該口座への振込または振替出金を依頼した場合には、当社は、当該依頼に従い、振込または振替を行うもの

とします。なお、日本円以外の出金可能バリューが残存していた場合は、当社は、当該依頼時点の当社所定為替レートにて日本円に換金の上、全額日本円にて振込または振替を行うものとし、また、振込手数料は、会員の負担とします。

2 理由のいかんを問わず、JAL Global WALLET の解約、削除等が行われた場合には、ウォレットを含む JAL Global WALLET サービスに関する一切のウォレットは終了し、当該 JAL Global WALLET に関する一切のウォレットに記録されたショッピング専用バリュー、出金可能バリュー、利用履歴、その他一切の会員の権利および情報は、すべて消滅するものとし、この場合、有効なバリューが残存していた場合であっても、当社は、前項の場合を除き、払戻し、返金等をいたしません。会員が誤って JAL Global WALLET を終了させた場合であっても、JAL Global WALLET サービスに関する一切のアカウントならびにそれらに記録されていた会員の権利および情報の復旧はできませんのでご注意ください。

第 40 条 長期間使用されない JAL Global WALLET の削除

当社は、JAL Global WALLET サービスが最後に利用（各種決済の実行、ショッピング専用バリューまたは出金可能バリューのチャージまたは両替、出金可能バリューの出金のいずれかを意味します。）された日から 5 年間利用がない JAL Global WALLET を、会員に何らの通知をすることなく、当社の裁量により削除することができるものとし、この場合、前条第 2 項に従って処理されます。

第 41 条 会員の責任

1 会員は、会員ご自身の責任において JAL Global WALLET サービスを利用するものとし、JAL Global WALLET サービスの利用において行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとし、

2 会員は、JAL Global WALLET サービスを利用したことに起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社が直接的もしくは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

3 会員が本カードによる決済を取り消した場合には、会員の責任において取り消しに係る決済を行った加盟店に対して当該取引で利用されたショッピング専用バリューおよび出金可能バリューの返金請求を行うものとし、会員は当社に対して当該請求を行わないものとします。

第 42 条 当社の免責

1 当社は、JAL Global WALLET サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりま

せん。当社は、会員に対して、かかる瑕疵を除去して JAL Global WALLET サービスを提供する義務を負いません。

2 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、JAL Global WALLET サービスに起因して会員に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

3 当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社または会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について、一切の責任を負いません。また、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害の賠償は、その時々におけるバリュー残高相当額（当該バリュー残高に係る通貨建てとします。）または当該損害が発生した月に会員がチャージした金額のうち、高い方を上限とします。

第 43 条 充当順位

会員は、会員の当社に対する支払金額が、本規約等および当社とその他の契約に基づき会員が当社に負担する一切の債務を完済させるのに足りない場合には、会員への通知なくして、当社が定める順序および方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。ただし、会員が予め指定し当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

第 44 条 権利・地位の譲渡の禁止

1 会員は、本規約において明示的に定める場合のほかは、JAL Global WALLET、本カード、ウォレット、バリューその他 JAL Global WALLET サービスに関する一切の権利義務および契約上の地位について、譲渡、貸与、担保その他の処分をしてはならないものとします。

2 JAL Global WALLET、本カード、ウォレット、バリューその他 JAL Global WALLET に関する一切の権利義務および契約上の地位は、会員に一身専属的に帰属するものとし、相続の対象とすることはできないものとします。

第 45 条 会員への告知、登録情報の変更等

1 JAL Global WALLET サービスに関する当社から会員への連絡は、本規約において明示的に定める方法のほか、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所への掲示、JAL Global WALLET に紐づく JMB への連絡その他当社が適当と判断する方法により行います。

2 会員からの JAL Global WALLET サービスに関する当社への連絡は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームの送信または当社が指定する方法により行うものとします。

3 会員は、当社に提供する情報（会員自身に関する情報を含みますが、これに限りません。）について変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当該変更を当社に届け出るものとします。

4 当社が届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送した場合および届出されたメールアドレスに電子メールを送信した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとし、これにより何らかの不利益が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第 46 条 遅延損害金の定め

会員が、JAL Global WALLET サービスに関して当社に支払うべき金銭を支払日までに支払わない場合は、年率 14.6%による遅延損害金が発生するものとします。

第 47 条 本規約の変更・廃止

- 1 当社は、経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により、本規約を変更または廃止できるものとします。
- 2 本規約を変更または廃止したときは、本規約に定める告知方法および当社のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。
- 3 本規約の変更があった場合、会員は、本契約の変更後も引き続き JAL Global WALLET サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第 48 条 準拠法

本規約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 49 条 管轄

JAL Global WALLET サービスに起因または関連して会員と当社との間に生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 50 条 苦情相談窓口・金融 ADR 措置

- 1 当社のサービスに関するお問い合わせ窓口は以下の通りです。

JAL グローバルウォレット サービスデスク TEL : 0570-056-373 / 03-5996-1325

- 2 当社は、資金決済法に基づき金融 ADR 措置を実施しています。当社が行う資金移動業に関連する苦情処理措置および紛争解決措置につきましては、下記の機関にお申し出下さい。

(1) 苦情処理措置 一般社団法人日本資金決済業協会 TEL : 03-3556-6261

(2) 紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター TEL : 03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター TEL : 03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター TEL : 03-3581-2249

2020 年 3 月 5 日 改定